

# 鹿児島県地域防災計画

(一般災害対策編)

令和8年3月

 鹿児島県防災会議

沿革	昭和 38 年 7 月 4 日作成	平成 27 年 3 月 19 日修正
	昭和 39 年 7 月 1 日修正	平成 28 年 3 月 24 日修正
	昭和 43 年 8 月 13 日修正	平成 29 年 3 月 22 日修正
	昭和 45 年 12 月 1 日修正	” 4 月 1 日修正
	昭和 46 年 3 月 30 日修正	平成 30 年 3 月 20 日修正
	昭和 47 年 3 月 31 日修正	” 4 月 1 日修正
	昭和 48 年 2 月 27 日修正	平成 31 年 3 月 15 日修正
	昭和 50 年 2 月 27 日修正	” 4 月 1 日修正
	昭和 51 年 2 月 16 日修正	令和元年 5 月 29 日修正
	昭和 52 年 2 月 24 日修正	令和 2 年 3 月 25 日修正
	昭和 53 年 2 月 23 日修正	” 4 月 1 日修正
	昭和 54 年 3 月 27 日修正	” 8 月 18 日修正
	昭和 55 年 3 月 28 日修正	” 12 月 16 日修正
	昭和 56 年 3 月 26 日修正	令和 3 年 4 月 1 日修正
	昭和 57 年 3 月 29 日修正	” 5 月 20 日修正
	昭和 58 年 3 月 31 日修正	令和 4 年 1 月 18 日修正
	” 4 月 25 日修正	” 4 月 1 日修正
	(原子力防災計画編策定)	令和 5 年 1 月 31 日修正
	昭和 60 年 2 月 25 日修正	令和 6 年 2 月 16 日修正
	昭和 61 年 4 月 1 日修正	” 4 月 1 日修正
	昭和 62 年 4 月 1 日修正	令和 7 年 1 月 21 日修正
	昭和 63 年 3 月 4 日修正	令和 8 年 3 月 26 日修正
	平成元年 4 月 1 日修正	
	平成 2 年 4 月 1 日修正	
	平成 3 年 3 月 22 日修正	
	平成 4 年 3 月 25 日修正	
	平成 5 年 3 月 26 日修正	
	平成 6 年 2 月 17 日修正	
	” 5 月 27 日修正	
	平成 7 年 6 月 5 日修正	
	平成 8 年 6 月 13 日修正	
	平成 9 年 3 月 26 日修正	
	(震災対策編策定)	
	平成 11 年 5 月 27 日修正	
	平成 13 年 10 月 26 日修正	
	平成 17 年 1 月 7 日修正	
	平成 18 年 3 月 27 日修正	
	平成 20 年 3 月 5 日修正	
	平成 21 年 5 月 14 日修正	
	平成 23 年 5 月 2 日修正	
	平成 24 年 3 月 23 日修正	
	(地震・津波災害対策編へ編名変更)	
	平成 25 年 3 月 25 日修正	
	(地震災害対策編へ編名変更)	
	(津波災害対策編策定)	
	平成 26 年 3 月 25 日修正	

# 一 般 災 害 対 策 編 目 次

## 第1部 総則

第1章 計画の目的等	一般-1
第2章 防災機関の業務の大綱	一般-5
第3章 県民及び事業所の基本的責務	一般-12
第4章 県の地域特性及び災害特性	一般-13
第5章 災害の想定	一般-23

## 第2部 災害予防

第1章 災害に強い施設等の整備	一般-24
第1節 土砂災害等の防止対策の推進	一般-24
第2節 河川災害・高潮災害等の防止対策の推進	一般-30
第3節 防災構造化の推進	一般-34
第4節 建築物災害の防災対策の推進	一般-39
第5節 公共施設の災害防止対策の推進	一般-41
第6節 防災研究の推進	一般-47
第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	一般-49
第1節 防災組織の整備	一般-49
第2節 通信・広報体制（機器等）の整備	一般-54
第3節 気象観測体制の整備、観測資料の活用	一般-60
第4節 消防体制の整備	一般-62
第5節 避難体制の整備	一般-67
第6節 救助・救急体制の整備	一般-77
第7節 交通確保体制の整備	一般-85
第8節 輸送体制の整備	一般-90
第9節 医療体制の整備	一般-93
第10節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備	一般-97
第11節 複合災害対策体制の整備	一般-105
第12節 災害対策基金管理体制の整備	一般-106
第3章 県民の防災活動の促進	一般-107
第1節 防災知識の普及啓発	一般-107
第2節 防災訓練の効果的実施	一般-113
第3節 自主防災組織の育成強化	一般-116
第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	一般-119
第5節 防災ボランティアの育成強化	一般-120
第6節 企業防災の促進	一般-124

第7節	要配慮者の安全確保	一般-125
第3部 災害応急対策		
第1章	活動体制の確立	一般-129
第1節	応急活動体制の確立	一般-129
第2節	情報伝達体制の確立	一般-141
第3節	災害救助法の適用及び運用	一般-147
第4節	広域応援体制	一般-154
第5節	自衛隊の災害派遣	一般-159
第6節	技術者、技能者及び労働者の確保	一般-167
第7節	ボランティアとの連携等	一般-170
第8節	災害警備体制	一般-172
第2章	警戒避難期の応急対策	一般-174
第1節	気象警報等の収集・伝達	一般-174
第2節	災害情報・被害情報の収集・伝達	一般-208
第3節	広報	一般-217
第4節	水防・土砂災害等の防止対策	一般-222
第5節	消防活動	一般-224
第6節	避難の指示、誘導	一般-225
第7節	救助・救急	一般-235
第8節	交通確保・規制	一般-237
第9節	緊急輸送	一般-243
第10節	緊急医療	一般-251
第11節	要配慮者への緊急支援	一般-263
第3章	事態安定期の応急対策	一般-268
第1節	避難所の運営	一般-268
第2節	食料の供給	一般-272
第3節	応急給水	一般-276
第4節	生活必需品の給与	一般-278
第5節	医療	一般-282
第6節	感染症予防、食品衛生、生活衛生対策	一般-284
第7節	動物保護対策	一般-289
第8節	し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	一般-290
第9節	行方不明者の捜索、遺体の処理等	一般-294
第10節	住宅の供給確保	一般-298
第11節	文教対策	一般-301
第12節	社会秩序の維持、物価の安定等	一般-304
第13節	義援金・義援物資等の取扱い	一般-306
第14節	農林水産業災害の応急対策	一般-308
第4章	社会基盤の応急対策	一般-312
第1節	電力施設の応急対策	一般-312
第2節	ガス施設の応急対策	一般-315

第3節	上水道施設の応急対策	一般-319
第4節	下水道施設の応急対策	一般-320
第5節	電気通信施設の応急対策	一般-321
第6節	道路・河川等の公共施設の応急対策	一般-323

#### 第4部 特殊災害

第1章	海上災害等対策	一般-325
第1節	予防対策	一般-325
第2節	応急対策	一般-327
第2章	空港災害対策	一般-340
第1節	予防対策	一般-340
第2節	応急対策	一般-341
第3章	鉄道事故対策	一般-360
第1節	予防対策	一般-360
第2節	応急対策	一般-362
第4章	道路事故対策	一般-365
第1節	予防対策	一般-365
第2節	応急対策	一般-367
第5章	危険物等災害対策	一般-369
第1節	予防対策	一般-369
第2節	応急対策	一般-373
第6章	林野火災対策	一般-377
第1節	予防対策	一般-377
第2節	応急対策	一般-379

#### 第5部 災害復旧・復興

第1章	公共土木施設等の災害復旧	一般-382
第1節	公共土木施設等の災害復旧事業等の推進	一般-382
第2節	激甚災害の指定	一般-384
第2章	被災者の災害復旧・復興支援	一般-385
第1節	被災者の生活確保	一般-385
第2節	被災者への融資措置	一般-396

#### 第6部 鹿児島県災害時受援計画